

建築に関する証明書（60条証明書）の交付申請書類

●申請書 正本2部

●書類の部

書類の名称	備 考
1 委任状	書式は任意 押印
2 土地全部事項証明書	3ヶ月以内のもの ※インターネット取得不可
3 公図の写し	3ヶ月以内のもの ※インターネット取得不可 (転写年月日、転写者氏名明記、転写者押印)
4 省令第60条の規定による 法第29条第1項、第35条 の2第1項、第41条第2項、 第42条第1項、第43条第 1項又は第53条第1項の規 定に適合していることを証明 する書面	次の①から③に掲げるいずれかの書類 ① 開発(29条)・建築(42条又は43条)許可書、 検査済証の写し ② 開発登録簿の写し ③ 適用除外施設又は許可不要であることを明ら かにする書類(別途シート有り) 例:農家証明書、線引き前の建築物の建替え等 であることを明らかにする書類
5 その他市長が必要と認める 書類	例 ①放流同意書の写し ②農地転用許可書の写し ③境界協定書の写し ④建築確認通知書の写し ⑤現況写真 ⑥その他必要と認めるもの

●図面の部

名 称	標準縮尺	明示する事項
1 位置図	2500分の1以上	位置及び区域
2 土地利用計画図 または配置図	1000分の1以上	周辺の公共施設、敷地境界、排水施設、建築 物の位置、接道(建基法道路)等
3 求積図	1000分の1以上	
4 建物平面図	200分の1以上	建築面積、延床面積、用途
5 建物立面図	200分の1以上	高さ
6 その他市長が必 要と認める図面	適 宜	(主に適用除外施設に必要) ①造成計画平面図・断面図 ②給排水施設(構造図・計画平面図・排水計 算書 ③擁壁構造図

※書類の部項番4と5、及び図面の部項番6については、用途(建築物)により提出書類
ならびに図面が異なりますので、開発指導担当まで確認してください。